

大証金融商品取引法研究会

会社法制の見直しに関する中間試案について ― 企業統治関係

平成 24 年 1 月 27 日（金） 15:00～17:00 大阪証券取引所 5 階取締役会会議室にて

出席者（五十音順）

飯田 秀総 神戸大学大学院法学研究科准教授
石田 眞得 関西学院大学法学部教授
伊藤 靖史 同志社大学法学部教授
川口 恭弘 同志社大学法学部教授
河本 一郎 神戸大学名誉教授・弁護士
岸田 雅雄 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授
近藤 光男 神戸大学大学院法学研究科教授
龍田 節 京都大学名誉教授・弁護士
前田 雅弘 京都大学大学院法学研究科教授
松尾 健一 同志社大学法学部准教授
森田 章 同志社大学大学院司法研究科教授
森本 滋 同志社大学大学院司法研究科教授

○森本　それでは、定刻になりましたので、大証金融商品取引法研究会を始めさせていただきます。

本日は、前田先生から「会社法制の見直しに関する中間試案について」、とりわけ「企業統治関係」についてご報告いただきます。

それでは、前田先生、よろしくお願いたします。

~~~~~

【報　告】

## 会社法制の見直しに関する中間試案について 企業統治関係

京都大学大学院法学研究科  
教授　前　田　雅　弘

昨年12月7日に公表されました「会社法制の見直しに関する中間試案」におきまして、見直しの対象となっているのは、大きくは2つ、「企業統治の在り方」と「親子会社に関する規律」ですが、本日は、そのうちの前者、「企業統治の在り方」について報告をさせていただきます。

### I. 企業統治の在り方に関する見直しの背景

既に具体的な案が出てきていますので、この段階で見直しの背景のようなことを考えてみてもあまり意味はないのかもしれませんが、見直しの必要性の判断に関係はしてきますので、まず前置きとして、今回なぜ「企業統治の在り方」が見直しの対象とされているのか、その背景的な状況をごく簡単に整理をしておきたいと思えます。

背景はいろいろあるとは思いますが、大きくは次の2つに整理できるのではないかと思います。

まず第1に、平成17年に会社法が制定され、会社法制全体にわたる大改正が行われましたけれども、そのときは、取締役会のあり方とか監査役のあり方というような、経営陣に対する監督のあり方についてはほとんど改正は行われませんでした。その理由は、平成

13年改正および14年改正で経営陣に対する監督のあり方に関する改正が行われましたので、しばらくはその改正の成果を見守ろうと考えられたからです。しかし、残念ながら、14年改正で導入された委員会設置会社の制度がほとんど利用されないというように、13年改正、14年改正の成果がどれだけ上がっているかは疑わしい状況が続いています。特に委員会設置会社の制度はよく練られた制度であり、もしこれが広く利用されていれば、議論の前提は随分変わったはずですが、利用は100社にも満たないという状況で、14年改正のときに期待されていたような、従来型の監査役設置会社制度との制度間競争は生じないままになっています。

背景の第2として、日本の企業の収益力が諸外国の企業と比べて長らく低迷をしていて、これはガバナンスの構造にも問題があるのではないかという問題意識、危機意識が強くなってきています。これは、2009年の金融庁のスタディグループ報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」（平成21年6月17日）で指摘された問題です。そして、このような効率的な経営という側面とともに、適法性の面においても、ごく最近の例にもあらわれていますように、粉飾決算ですとか開示書類の虚偽記載というような不祥事を会社のガバナンスでとめることができなかったという事例が依然として発生しています。

もちろん、会社法を変えるだけでこういう効率性あるいは適法性の問題が万事解決するわけではありませんが、企業の活力を増すために、あるいは健全な経営が行われるように、会社法にもできることがあるのではないか、法制度としてできるだけことはしておくべきである、こういう問題意識のもとで、今回「企業統治の在り方」が見直しの対象として取り上げられているものと思われます。

そこで、具体的に見直しの対象として検討されている事項を順に見ていきたいと思います。

## Ⅱ. 取締役会の監督機能の強化

### 1. 社外取締役の選任の義務付け

監査役会の設置が強制される会社（または有価証券報告書提出会社）において、1名以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする提案がなされています。

#### 1-1 提案の理由

社外取締役の選任義務付けの問題は、昔から繰り返して議論されてきた論点で、今回も、

前述のような背景のもとで、経営が適正かつ効率的に行われるように、経営陣の選定・解職などの決定に関して議決権を行使すること等を通じて、社外取締役が監督機能を果たすことに期待しようというものです。あわせて、経営陣と会社との間の利益相反についての監督も期待できると言われています。

この問題は、特に14年改正のときに相当詰めた議論がなされました。今回の議論も、特に14年改正のときの議論と異なるところはないように見えますが、強いて言えば、今回は社外取締役に利益相反の監督を期待できると言われていますけれども、この視点は、14年改正のときは、少なくとも明示的には言われていなかったのではないかと思います。この利益相反のチェックというのは、買収防衛策ですとか、MBOなどの比較的最近の状況を踏まえて、特に重視されるようになった視点ではないかと思われまます。あと、今回は海外投資家が社外取締役の選任義務付けを強く要望しているようであり、これもやや特徴的なことと言えるかもしれません。

## 1-2 争点

社外取締役の存在が有益だということについては、多くの意見が一致していますが、選任を法律で義務付けることが適切かどうかについては意見が分かれています。賛否両論とも、14年改正のときと基本的な考え方に違いはないように思います。経団連などは昔から反対論をとっており、理由はいろいろ挙げていますけれども、一番のポイントは、社外取締役の選任を含め、どのような経営機構で効率的な経営をするかは会社が自発的に考えるべきことであって、何も法律が口出しすることではないということです。

これに対して賛成論からは、確かに経営陣が自主的に会社にとって最適の経営管理機構を選択するのであれば、それが一番いいに越したことはない、しかし、残念ながら経営陣が自分を適切に監督する仕組みを選択することは期待しにくいという指摘がなされます。アメリカでも、会社法の強行法規性の根拠の一つとして、地位に基づく利益衝突 (positional conflicts) の問題として知られているように、経営陣は自分より下位の者の行為を規律するルールについては熱心ですけれども、自分の地位に制約を加えるようなルールをつくることには消極的で、むしろ制約から逃れようとするインセンティブを持つ、つまり、自分に対する監視・監督をやりにくくしたいと考えがちです。こう考えますと、経営陣を監督する仕組みについては、各企業の自助努力に委ねるのではなくて、法律が介入するのが適切だということになります。

さて、賛成論からも、社外取締役の人数に関しては、社外監査役との重複感等を考慮す

ると、さすがに過半数とか3分の1という議論は現実的ではありませんので、1名で足りるという意見が多いところですが、この点をとらえて、反対論からは、たった1名では、義務付けたところで無意味だという批判がなされます。

しかし、賛成論からは、たとえ1名でも外部者が入ることを取締役会の意思決定の透明性を高めることが期待できる、そしてそれが取締役会の活性化につながるという指摘がなされています。確かに、社外取締役1名が反対したところで、多数決で結論は動かないでしょうけれども、社外取締役が反対したという事実は重大であり、取締役会に再検討を迫る契機になりますし、ほかの取締役の責任にも影響してくるはずです。したがって、1名でも相当の意味があるのではないかと指摘されているところです。

あと、適用対象となる会社の範囲について、中間試案では、A案、B案2つの案が併記されています。A案は、大会社かつ公開会社とする案ですが、委員会設置会社はもともと社外取締役の設置が義務付けられていますので、結局、大会社かつ公開会社である監査役会設置会社ということになります。社外取締役の責任を義務付ける主たる目的は、経営の効率性を向上させて、企業の国際的競争力を高めるということにあること、あるいはまた人材確保に伴うコストを負担しなければいけないということを考えますと、現在の機関設計でいいますと、一番重いところの区分、つまり大会社かつ公開会社ということになってこようかと思えます。

他方、B案のほうは、有価証券報告書提出会社でいいという案です。社外取締役を置くべき理由、あるいはコストを考えますと、こういう絞り方も考えられるところです。大株主がいる会社であれば、株主による規律付けを期待できますので、不特定多数の株主が存在する会社を対象にすればいいという考え方です。ただ、現行の会社法の機関設計の区分には、こういう有価証券報告書提出会社というような区分はありませんので、機関設計の区分がさらに増えて、規制がより複雑になってしまうという懸念がないではありません。

このように、対象となる会社の範囲についてはA案、B案の両論あるのですけれども、重要なのは、範囲はともかく、そもそも義務付けをするかどうかということであり、いずれが正当か、意見が対立しているところです。

部会では実証研究も紹介され、日本でも、社外取締役を入れた会社はそうでない会社よりも平均的にパフォーマンスが高いというデータが出ているようです。しかし、こういう実証研究もそれほど参考にはならないと考えられています。つまり、自発的に社外取締役を入れるような会社は、もともとガバナンスに関心の高い会社である可能性が高いので、

社外取締役を入れれば直ちにパフォーマンスが向上するという命題を引き出すことはできないからです。

以上のように、14年改正のときとほぼ同様の意見の対立があり、経済界だけではなく、学者にも反対は少なくないところですので、部会でもどちらが多数意見かもわからず、今後どのように議論が進んでいくかはわからないという状況です。

## 2. 監査・監督委員会設置会社制度

監査役・指名委員会・報酬委員会を置かず、社外取締役が過半数を占める監査・監督委員会が監査等を担う制度を創設するという提案がなされています。

### 2-1 提案の理由

前述のように、社外取締役の機能を活用するということは、取締役会の監督機能を充実させる上で有意義だということは広く認識されているところですが、現行の監査役会設置会社は、社外監査役の設置が義務付けられていますので、重ねて社外取締役を選任することになりますと、会社にとって負担感があると言われていました。

他方、平成14年改正で導入された委員会設置会社の制度は、まさしく社外取締役を活用しようという制度ですけれども、委員会設置会社は、前述のように、ほとんど利用されないまま現在に至っており、使われない理由としては、社外取締役が過半数を占める指名委員会と報酬委員会に決定を委ねることに経営陣の抵抗感が強いことなどが指摘されてきました。結局、現行法には社外取締役を活用しやすい制度が存在していないということになります。

そこで、社外取締役をより活用しやすい新たな機関設計を認めるべきだという提案が出てきたわけです。提案された機関設計は、ちょうど現行の委員会設置会社と監査役会設置会社との中間形態のような機関設計です。委員会設置会社のほうから見ますと、これが使われない実情を考慮して、3つの委員会をセットで置くことは要求しない、つまり、指名委員会、報酬委員会はなしにして、監査・監督委員会だけで足りることを意味します。監査役会設置会社のほうから見ますと、従来の監査役に取締役会での議決権を与えることにして、その者を監査役と呼ばずに、監査・監督委員と呼ぶことを意味します。

この監査・監督委員の過半数は社外取締役とすることが予定されています。そして、選任については、監査・監督委員を委員会設置会社並びで取締役会で選任することとするのか、それともむしろ監査役並びで株主総会で選任することにするのかについて、当初は両

論挙げられていたのですけれども、独立性が確保しやすいという考慮から、中間試案では、株主総会で選任することとされています。

## 2-2 争点

この案については、制度設計の詳細はまだ固まってはいませんけれども、基本的にこのような機関設計を認めることについては、強い反対はありませんでした。会社法のもとでは、ただでさえ機関設計の選択肢がややこしくなっているところに、さらに選択肢を追加するのは複雑になって困るという問題はあるのですけれども、理論的に考えて、監査役会設置会社と委員会設置会社以外にも必要十分な仕組みを備えた機関設計はあり得るところですし、もしこれが実現しますと、社外取締役を活用しやすくなるのは確かで、複雑になるからやめておこうという考え方は必ずしも適当ではないと思われま

す。ただ、監査役会設置会社、委員会設置会社と比べて同等の規律付けの水準が確保されるように、制度の詳細を詰めていく必要があります。監査役会設置会社の監査役とは異なり、監査・監督委員は取締役であり、みずから業務執行の決定に関与しますので、監査役による監督より弱くなるおそれがあります。業務執行の決定に関与するという点では、委員会設置会社の監査委員と同様ですけれども、委員会設置会社の場合は、人事と報酬の両面から取締役会全体を執行役から独立した存在として、取締役会が執行役の解職権を背景に強力な監督をすることを想定しています。新たな制度では、委員会設置会社とは違って指名委員会と報酬委員会を欠いているために、取締役会全体の代表取締役等からの独立性を確保する仕組みがなく、委員会設置会社よりも監督が弱くなるおそれがあります。

また、せっかく新たな選択肢を設けても、現実に利用されなければ、制度を入れることに意味はありませんので、使いやすさにも配慮する必要があります。

以上のように、この制度を創設するのがいいかどうかは、結局、制度の詳細をどう詰めるかにかかってくると思われま

す。中間試案では、導入しないという選択肢は明文では設けられていませんけれども、私の理解では、今後制度を詰めていって、やっぱりうまくいかないということであれば、制度導入は断念するという選択肢は残されていると思われま

す。ただ、今のところは、この新たな制度を創設する方向で議論が進みつつあるように見えます。

若干意見の分かれている各論的な問題を拾わせていただきますと、やや細かな点ですが、常勤の監査・監督委員を置くかという問題はなお検討することとされています。監査・監督委員会は、委員会設置会社の監査委員会と同じように、内部統制システムを使った組織

的監査を行うことが想定されていますので、そのことから、常勤者は本来要らないはずですが、委員会設置会社でも実務では常勤を置いていることが多いということ、そしてまた、監査役でも監査委員でも、常勤者は現に重要な役割を果たしていることから、ここでも常勤者を義務付けるべきだという指摘がされて、なお検討することとされています。もしここで常勤者を義務付けるのであれば、今の委員会設置会社のほうもそれに合わせないと整合しないことになるのではないかと思います。

それから、取締役会が代表取締役等に意思決定を委任できる事項の範囲について、当初の案では、監査・監督委員会設置会社についても、委員会設置会社と同等の範囲で大幅な意思決定の委任ができることにされていました。しかし、前述のように、監査・監督委員会設置会社では、取締役会全体の独立性を確保する仕組みを欠いており、委員会設置会社のように大幅な権限移譲を正当化するだけの理由はないという批判があり、中間試案では、結局、本文では重要財産の処分・譲受けと多額の借財、つまり特別取締役による決議が認められる事項だけに限定されています。指名委員会、報酬委員会がないにもかかわらず、委員会設置会社と同等の権限移譲を認めるわけにはいかないのであり、ここは適切な修正がなされたと思われます。

### 3. 社外性の要件等の見直し

社外取締役の要件について、①親会社の取締役・執行役・使用人でないこと、および取締役・執行役・使用人の配偶者または2親等内の血族・姻族でないことを追加し、②就任前の全期間ではなく、就任前10年間の関係だけを問題とすること、そして、責任の一部免除について、③業務執行取締役・執行役・使用人以外の者または監査役は、責任限定契約を締結できるものとするという提案がなされています。

#### 3-1 提案の理由

この社外取締役の社外性の要件が問題になってくるのは、現行の委員会設置会社である場合のほか、中間試案の提案どおりに社外取締役の選任が義務付けられるようになったり、あるいは先ほどの監査・監督委員会設置会社の制度が導入されて、社外取締役の選任が必要になってくる場合です。ただ、社外取締役のほうの要件が見直されるとすると、それに合わせる形で、社外監査役の要件も見直されることとなります。社外取締役と社外監査役の権限は違いますけれども、求められる独立性の内容は同じですので、話は社外監査役にも及んでいきます。現在、親会社関係者が子会社の社外監査役になっている例は少なくない



ようですので、社外監査役の社外性要件の見直しは実務に相当影響があると見られており、もし改正するのであれば、しかるべき経過措置が必要だと指摘されているところです。

①の提案は、社外取締役の独立性を高めて、機能の実効性を確保するために要件を加重すべきだという趣旨のものです。具体的には、社外取締役の独立性は2つの方向から問題になります。一つは、監督の対象である経営陣から独立していなければ、実効的な監督は期待できない、つまり経営陣から影響を受けるような者であっては困るという、昔から言われている観点です。もう一つは、会社と利害関係を有する者でも困るという観点です、例えば親会社の関係者は、会社と親会社との利益が衝突する場面では、会社ではなくて、親会社のほうの利益を追求するおそれがあり、会社の利益のために行動することを期待しにくくなります。社外取締役は、とにかく純粋に会社の利益だけを考えて行動できる者が望ましいということです。以上の2つの観点から、社外取締役の要件として、今回、親会社の関係者でないこととか、経営陣の一定範囲の近親者でないことを追加することが提案されています。

②の提案は、逆に要件を緩やかにする方向の提案です。現行法のもとでは、大昔であっても、とにかく過去に一度でも使用人等になったことがあれば、もうそれだけで社外取締役になることはできなくなりますけれども、それは厳し過ぎるのではないかという観点から、使用人等をやめて10年たった者は社外取締役になれることにすべきだという提案です。

③の提案は、前述のように社外性要件を厳しくした結果、それまで責任限定契約を利用できていたのに、できなくなる者が出てきますので、それに対処するための措置です。そもそも業務執行に関与しない者であれば、責任限定契約を利用できるものとして差し支えないと考えられますので、責任限定契約を利用できる者の範囲を拡大しようという提案です。

## 2-2 争点

意見が分かれているのは①の提案です。要件を厳格にしますと、知識・経験を豊富に持って監督に適した者を排除してしまうことになって、かえってマイナスになるなどの批判があります。しかし、要件を厳格にするという案は、何も取締役全員を社外取締役にせよとは誰も言っていないのであって、独立性はないけれども、知識・経験を豊富に持って監督に適した者であれば、社外取締役としてではなくて、普通取締役として入ってもらえばいいので、この理屈は必ずしも説得力がないと思われま

あと、社外性の要件として、重要な取引先の関係者でないことを追加すべきかどうかを要検討事項とされています。重要な取引先は、前述のように独立性として考慮すべき2つの方向、経営陣から影響を受けるという点でも、会社と利害関係を有するという点でも、独立性に問題が出てきます。しかし、社外取締役の設置が要求される場合に、もし社外取締役として選任したはずの者が社外取締役の要件を実は欠いていたということになりますと、社外取締役を欠いてされた取締役会決議は無効だというのが従来の通常の解釈だと思われれます。そうすると、社外取締役の要件を加重するとしても、その基準は明確なものなければ、法的安定性を害することになります。

ですから、重要な取引先の関係者というように明確に範囲を確定しにくい者は、会社法で社外取締役の要件に取り込むのは難しいという問題があります。必要があれば、現在の独立役員制度のように、取引所のルールのように定めてもらうしかないのではないかとも思われ、ここはなお検討することとされています。

### Ⅲ. 監査役の監査機能

#### 1. 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

会計監査人の選解任・不再任に関する議題・議案及び報酬等の決定権（または報酬等は同意権）を監査役会・監査委員会に付与するものとするという提案がなされています。

##### 1-1 提案の理由

現行法のもとでは、会計監査人の選解任・不再任に関する議題・議案の決定は、一般の従来型の会社では取締役会の権限とされ、監査役会には同意権及び議題・議案の提案権が与えられています。ただし、委員会設置会社では、監査委員会の権限とされています。会計監査人の報酬の決定のほうは取締役会の権限とされ、監査役会に同意権が与えられています。こちらは委員会設置会社も同じで、取締役会の権限とされ、監査委員会に同意権が与えられています。

このような現行法の規律については、監査を受ける立場にある取締役会に決定権限を付与することは、会計監査人の独立性の観点から問題のあることが指摘されています。そこで、監査役の権限を拡大して、単なる同意権、提案権だけではなく、決定権限まで与えるべきだという提案がなされています。

当初は、今の同意権をすべて決定権に変えるという形のA案だけが出されていましたが、ある段階から、報酬のほうは今の同意権のまま残すという折衷案がB案として出てきまし

た。このB案は、現在の委員会設置会社で採用されている規律ですけれども、それを監査役設置会社にも及ぼす。報酬決定は、財務にかかわる経営判断の要素が大きいことを考慮して、取締役会で決定するという現行法の規律を残そうという案です。

## 2-1 争点

この提案については、直接の関係者である公認会計士協会と日本監査役協会、つまり決定されるほうと決定するほうは積極的ですけれども、反対の見解も有力です。反対の理由は、第1に、現在でも監査役に同意権等はあるのであって、この同意権等を適切に行使すれば、監査役に決定権限まで付与しなくても、会計監査人の独立性は確保できるというものです。特に、選解任等につきましては、同意権だけではなくて、提案権もあります。ですから、取締役会の提案に同意をせずに、自ら提案をすれば、つまり不同意プラス提案を行うことにより、実質的には議案等を決定するのと同じこととなります。

ですから、もし現在監査役が同意権等を適切に行使して会計監査人の独立性確保のために機能していないのだとしますと、それを決定権限に変えたところで、果たしてどれだけ改善になるかは疑わしいと思われます。いくら決定権限を与えられても、どうせ原案なりたたき台が取締役から出てくるのであれば、同意権と実質的には変わらないのであって、法律を改正してもあまり意味はないこととなります。

反対の理由の第2は、監査役に決定権限を付与すると、それは業務執行の決定権限を与えることとなりますので、会社法が監査役を業務執行機関から切り離れた機関として設計していることに反するという問題があります。ただ、現行法は既に、取締役相手の訴訟提起の決定のように、例外的には一定範囲で監査役に業務執行の決定と言うべき権限を与えていますので、この第2番目の理由は決定的なものとは思いません。それでも、第1の理由として挙げたように、同意権を決定権に変えても実質さほど変わるところがないのであれば、あえて会社法の例外を認めてまで監査役に業務執行の決定をさせるほどのことはないということはいえそうです。

## 2. 監査の実効性を確保するための仕組み

監査役制度については、この問題のほかに、時間の関係で項目を挙げるにとどめさせていただきますけれども、幾つかの提案がなされています。

まず、監査を支える内部統制システムに関する規定の充実・具体化です。ここでは、監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項、監査費用に係る

会社の方針に関する事項を、内部統制システムとして決定すべき事項に追加することが想定されています。また、内部統制システムの運用状況等を事業報告の内容に追加することが提案されています。これらは、特にこれまで異論はないところです。

次に、株主総会に提出する監査役選任議案の一部を従業員に決定させる旨の提案については、なお検討するものとされています。この提案は、よく知られているように、監査のための情報収集を充実させるために、従業員による監査役への不祥事等の情報提供が容易になることを期待してなされた提案です。もともとは、連合が提案をして、民主党のプロジェクトチーム案にも盛り込まれた考え方であり、目新しい話題でしたので、当初はマスコミ等でも取り上げられた提案です。

しかし、もし従業員から監査役に適切に不祥事等の情報提供がされていないのであれば、適正な通報のされる内部統制システムをいかに構築するかが重要なのであって、監査役選任議案を従業員が決定するという方法にどれだけ効果があるかは疑わしいと思われます。利益衝突の問題とか独立性の問題を考えますと、この制度はむしろマイナスが大きいのではないかと思われます。この案は、部会の審議ではほとんど支持は得られていませんけれども、なお要検討事項としては残されています。

このほか、審議の途中までは、取締役の職務執行に重大な違法があった場合等に監査役に取締役解任の訴えの提起権を付与するという提案なども出ていましたけれども、中間試案では削られています。

#### IV. 資金調達の場合における企業統治の在り方

##### 1. 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

公開会社において、引受人が議決権の過半数を有することとなる新株発行（および自己株式処分）について、株主総会決議を要するものとし、そして割当てに関する事項の通知・公告も要するものとするという提案がなされています。

###### 1-1 提案の理由

現行法のもとでは、公開会社の新株発行は定款所定の発行可能株式総数の範囲内であれば、有利発行に該当しない限りは取締役会に新株発行の権限があります。しかし、新株発行が第三者割当ての形で行われ、しかも大量に行われますと、支配権の異動が生じ得ます。典型的には、大量の第三者割当てをした結果、その第三者が一気に支配株主になって、会社はその第三者の子会社になるということもあり得ます。支配権の異動は株主に重大な影

響があることですので、これを取締役会だけでやるのはよくない、株主総会決議を要するべきではないかということが、従来から指摘されてきました。

また、大量の新株発行の場面で、差止請求あるいは株主総会での議決権行使をするに当たっては、だれがどれだけの議決権を有することになるのか等の判断資料が必要ですので、これを開示の対象にすることが提案されています。

## 1-2 争点

株主総会決議を要求することについては、経団連からは、緊急性の高い資金調達ができなくなって困るという批判があります。確かに、株主保護のために厳重な手続を設けたがために、緊急の資金調達ができなくなって会社が倒産するというような事態になりますと、元も子ありません。しかし他方で、支配権の異動は取締役会が決定するのではなく株主総会が決めるというのが会社法の基本的な考え方です。株主の知らないところで会社の支配が動くということを認めますと、株主は安心して出資をすることができなくなってしまいます。このように、資金調達の必要と株主保護とをどう調整するかは難しい問題なのですけれども、現在の議論では、株主総会決議を要求するけれども、資金調達の緊急性が認められる等の一定の場合には決議を不要とするという方向で検討が進められています。

具体的には、A案として、原則として株主総会決議は必要だけでも、取締役会が特に必要と認めるときは株主総会決議を省略できることを定款で定めることができるものとして、ただし3%以上の株主が異議を述べれば、原則に返って、この定款の定めに基づく決議の省略は認められないとするものです。これは、取締役等の責任の一部免除に関する426条の規律を参考にした例外の定め方です。

もう一つ、B案のほうは、原則は決議不要ですけれども、25%超の株主が新株発行等に反対する旨の通知をすれば決議が必要になるというもので、こちらは796条4項の簡易合併等の制度を参考にした定め方です。

大量の新株発行の場合は、本来は株主総会によるべきところを、資金調達の緊急性などからやむを得ず取締役会に新株発行権限を与えざるを得ないという場面ですので、状況とすれば、前者の426条型に近く、A案に結びつきやすいように思うのですが、ともかく株主総会決議を要する場合と要しない場合とをうまく線引きできるのかということが今後のポイントになると思われます。

もう一つ、議論の過程では、株主総会決議を要求するとしたときに、特別決議か普通決議かという議論もありました。支配権の異動、典型的には会社が子会社化するのは組織再

編に近いと見るのであれば、株主総会の特別決議が必要だということになります。さらには、株式買取請求権も必要ではないかというような議論も出てくると思います。

他方、単なる支配の変更だと見ますと、取締役選任決議と同じように、普通決議でいいことになります。中間試案では、後者の考え方により、普通決議でよいことにしています。

## 2. 資金調達に関するその他の問題

資金調達関係では、このほか、項目を挙げるにとどめさせていただきますが、株式の併合において、①株式併合により生じた端数について、端数株主が会社に対して端数を公正な価格で買い取るよう請求することができる制度を創設する、②株式併合後に発行可能株式総数は発行済株式総数の4倍を超えてはならないものとする、という提案がなされています。

さらに、仮装払込みによる新株発行、自己株式処分が行われた場合に、①仮装払込みをした者は、払込期日（払込期間）の経過後も払込みの責任を負うものとする、②仮装払込みに関与した取締役（または執行役）は、会社に対して仮装払込みに相当する額を支払う責任を負うものとする、という提案がなされています。

そして、ライツ・オファリング、すなわち新株予約権の無償割当てを用いて行う資金調達について、会社法上の手当てとして、期間を短縮するために、新株予約権無償割当てにおける割当通知を行使期間の末日の2週間前までにすれば足りることとする、という提案がなされています。

以上、項目が多岐にわたってございまして、重要と思われる項目を全体的にざっと見ただけの雑駁な報告になりましたが、報告はこの程度にさせていただきます。

~~~~~

【討 論】

社外取締役 ー 選任義務付けの当否（その1）

○森本 どうもありがとうございました。非常にわかりやすいレジюмеに従いご説明いただきましたので、できればこのレジюмеに従いながら議論をしていただければと思います。十分に時間がありますので、積極的なご発言をお願いいたします。

Iの背景のところは省略させていただいてもよろしいですか。それでは、「取締役会

の監督機能の強化」について、まずは「社外取締役の選任の義務付け」について、ご意見があればお願いいたします。

○岸田 社外取締役の件については、新聞やテレビ・ラジオの報道によると、最近のオリンパスの事件も一つの契機だというようなことが書いてありましたけれども、オリンパス事件というのは、社外取締役を持っていても全く機能しないということをあらわしたのではないかと思います。つまり、オリンパスには、ご存じのとおり、アメリカのノーベル経済学賞を受けたロバート・マンデル氏がずっと社外取締役でいたけれども、実際は何もやっていなかった。あるいは、一昨年につぶれた日本振興銀行は有名な委員会設置会社でしたが、社外取締役を含めて多くの取締役が訴えられています。つまり、月に1回ぐらい行っただけで不正防止できるのかという問題があります。

先ほどパフォーマンスとおっしゃいましたけれども、日本やアメリカ、フランスなど、多くの国々で社外取締役が役に立つかという問題についての実証研究がありますけれども、これらの実証研究では役に立つかがはっきりしないということがあると思います。先ほどおっしゃったように社外取締役の要件を非常に厳しくしますと、仮に決めたとしても、親会社、子会社は全部だめだというようなことになると、実際にやってくれる人がいるのかなと思われまます。そういうパフォーマンスじゃなくて、不正防止に役に立つかどうかという議論はあったのでしょうか。ちょっとその辺から教えていただきたいと思えます。

○前田 オリンパスの事件では、社外取締役が重要な取引先等の関係者など、社外取締役としての独立性が甚だ疑わしかったと指摘されていますね。ですから、この事件は、社外取締役制度そのものが無意味だというよりは、社外取締役の独立性に問題があったことを示す例と見るべきではないかと思います。

社外取締役が普及しているアメリカでも、不祥事はなくなりませんが、しかし、決して社外取締役制度そのものを否定しようという議論にはなっていないですね。むしろ逆に、不祥事が起こるのは社外取締役の機能の仕方がまだ足りないからだというので、独立性を厳しくするという方向で議論が進んでいるのだと思えます。

○森本 うっかりしていましたが、2の「監査・監督委員会設置会社制度」は独立に議論した方がいいのでしょうかけれども、「社外取締役の選任の義務付け」については、3の「社外性の要件等の見直し」とリンクして議論することが効果的なように思われます。前田先生もおっしゃいましたように、社外性の要件を見直した場合に、そのことを前提

に1人の社外取締役を大会社なり有価証券報告書提出会社に義務付けることの是非と、
こういう形で議論していただくと滑らかかなと思います。その観点から岸田先生もご発言
になったと思いますが。

社外取締役 ー 人数

○近藤 1ページが一番下にお書きになっている、社外取締役は1名でもよいという点
についてお聞きします。多数決で負けても、反対をした事実が重大だということですが
れども、そもそも1名だと、多数決に負けるというところまでいかないし、反対した事
実を書くというところまでいかないでつぶされてしまうのではないかという気がする
のですが、いかがでしょうか。

○前田 1名であっても、反対をしさえすれば、議事録にも記録は残るのですね。

○近藤 ですから、明確に反対していただければいいのですけれども、他の取締役の影
響力が強くて具体的な活動ができないということを心配します。つまり1名だと、どう
しても気弱になってしまって、はっきりと行動がとれないのではないかということをお
心配するわけです。具体的に言えば、1人であってもしっかりと反対すべきときは反対し
ないと義務違反になるのだということを明確かつ厳格に規定しておくというのであれば
わかりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○前田 確かに1名だけでは、先生ご指摘のような問題があるのかもしれませんが。そう
いう問題を考慮してか、2名以上必要だという意見もあるようです。

○森本 この問題については、いろいろな会社類型が考えられていますが、現在の大会
社で監査役の中に半数以上の社外監査役がいらっしゃる、それに加えて少なくとも1人
の社外取締役を法律上で義務付けましょう。その際、こういう社外性の要件を課します
よと、こういう前提で議論をしていただいたらと思います。

そうすると、近藤先生のおっしゃったことですが、2名以上の社外監査役はおられて、
その社外監査役も、議決権はないけれども、取締役会には出席されているわけです。そ
れとは別に、1人の社外取締役が議決権を有するという形で参加することがいいかどう
かという話になるのではないかと思うのですが。

○龍田 ひとこに比べると、取締役全体の員数が随分減っていますね。昔は、大きな
メーカーとか総合商社の場合、小学校の1クラスぐらい取締役がいましたけれども、こ
のごころは10人前後がほとんどではないでしょうか。そういうところの1人と、いまだ

に20人、30人の取締役を抱えておられる会社の1人と、同じウエートで議論してよいのでしょうかね。

社外取締役 ― 選任義務付けの可否（その2）

○河本 社外取締役を入れたら効果が上がるかどうかは、アメリカで起こったエンロン、ワールドコム的事件のあと、サーベンス・オックスレイ法もできたが、金融証券の暴走をとめられず、今回の金融危機を招いたことをみれば、よく分かりますが、役に立たんのだということを実証しているわけです。

それと、私の親しい友人に聞いたことですが、ある大きな会社の社外取締役を1人でやっておられたのですが、「1人ではあかん」と彼は言っていましたね。前田さんは発言すればいいのだとおっしゃるけれども、取締役会で、少なくとも形の上はきちっとでき上がって出てくるものに対して、なんらかの意見、ことに疑問、ことに反対を述べて、口を突っ込んでいくということは、大変な意思力、胆力と、正義感がいると思いますね。「何が起こってもおれは行くんだ」という、そういう人じゃないとやれないのですよ。

だから、私は、社外取締役を入れろという話しは、そんな効果のことではないと思うのですね。日本の監査役という制度はその翻訳にさえ困るわけです。我々の「日本の会社法」の英訳の際にも、監査役の翻訳に本当に困るわけです。Company auditor という訳語を法務省が出したから、それを使うことにしましたが、要するに、外国の投資家に、日本の監査役という制度を説明することは非常に難しいのですね。社外取締役がおらんではないかと言われたときに、それが、1人であっても、「いや、おります、アウトサイド・ディレクターがおります。」ということで簡単に説明がつくわけです。

だから、結局、これは効果の問題ではなくて、むしろ外国の投資家にわかりやすいものを制度としてつくる、そういう目的だと私は思いますね。

○森本 今のご議論と関連して、次に移ってしまうのかもわかりませんが、社外取締役の選任を義務付ける会社の範囲ですが、河本先生のお話だったら、有価証券報告書提出会社でいいだろうという方向に行くのですか。大会社か有価証券報告書提出会社で、大会社は1万二、三千か、そして、有価証券報告書提出会社というのは、平成22年度で4,265件ということですから、4,000強ということですね。

○森田 今、河本先生のおっしゃったことですが、確かに日本では、社外の人がガバナンスに参加して議論していないのではないかというふうに思われがちであると。それは、

監査役制度が日本独自のものということもあって、世界的には会計帳簿すら怪しいのではないかと言われそうだとすることについては、日本はいいものを持っているから、ちゃんとそれを説明すればいいのではないかと思うのです。ところが、監督とか監査とかいうコントロール機能の究極は、COSOレポートなんかの考え方では3つあると言っていますね。法令遵守、財務諸表の信頼性、それから効率性監査です。日本の場合は、財務諸表と法令遵守は一生懸命やっているけれども、効率性監査についてはやはり不十分ですよ。

それで、実際に監査役は、日本の監査役協会の監査役さんに聞いても、まず何をやるかという、「私は営業出身ですから、業務監査をしています」とみんな言うわけです。それじゃあ、それを監査報告書に効率性監査として書くかという、そういうことはない。法令違反にならないと書かないし、妥当性監査はしないというようなことも言われている。そういうことで、私も当初は、河本先生のおっしゃるように、日本の監査制度を世界にもっと周知すれば、機関投資家の方にも納得していただけるのではないかと思っていたのですが、効率性監査の点は必ずしもそうではない。そうすると、今、前田先生からご報告がありました社外取締役なら、経営者も成績が悪ければカットできるし、妥当性監査もできるし、よりベターな収益基準を持ってこうせい、ああせいと言えるから、そういう人は、従来型の監査役のことをやっているのではなくて、むしろもっと経営の将来とか、利益極大とか、何かそういう効率性中心の役割の人が要るのではないかというのが、社外取締役のお求めになっていることなのかなとも思います。

ただ、それにしても、そうだとすると、よほど経営のベテランでないで……。

○河本　　そうなんです。

○森田　　いっそ証券アナリストみたいな人が来て、ざっと財務諸表を見て「この部分は切るべきだ」と言えばいけそうな気がしますね。全くクールに数字だけを見て、この部門は10年間赤字を改善していない、これをなぜ持っているのですかと。もちろん財務の専門家でないといけません。

○河本　　さっき前田さんがおっしゃったように、社外取締役を入れている会社の効率がいいという統計が出ているということですが、それは、本当にその社外取締役が経営手腕を発揮して、経営上の発言をなさって、それでその会社の業績が上がったのかという、この証明はできないでしょう。そういう会社はもともと経営がちゃんとしている会社であることが多いでしょうから。

○森田　ただ、財務諸表を見ていたら、このごろだんだんセグメント別情報もいろいろ書かせるようになっていきますから、この部分はダメだというのは見えてきますよね、きっと。

○河本　それと、外国の投資家に対して日本の監査役制度についてを説明せいと言うけれども、投資家に説明しなければ分からないようなものは、もともとやはりまずいですよ。「はい、わかりました」というようなものでなければ、投資する人は学者じゃないのですからね。

○森田　取引所取引している外国人たちに納得してもらうには、英語で説明するにしても、欧米の投資家の方には、やはり中身を変えないと理解してもらえない。中国、韓国はまだ監査役を理解してもらえるところもあるみたいですけどもね。

社外取締役　－　社外監査役との関係

○森本　今の話はいよいよ監査・監督委員会のほうになるかと思いますが、確認的な質問をさせていただきたいと思います。1－1は、大会社で監査役会があるときに1人入れることの是非という、現在の圧倒的多数の大会社ないしは上場会社を念頭に置いているので、そのときに部会では、監査役会における社外監査役と将来義務付けられる社外取締役の機能分化と協力関係などについての具体的な検討はなされたのですか。

○前田　特にその点について議論がされたことはないと思いますが、ただ、経済界からは、別に社外取締役を入れなくても、社外監査役で十分事足りるというようなことは言われています。しかしそれについては、先ほどの森田先生のお話にもありましたように、やはり効率性の問題についてチェックできるかどうかという違いがありますし、決定のときに議決権を持っているかどうかという大きな違いがありますので、社外監査役がいるからといって、社外取締役なしでいいという議論には必ずしもつながらないという議論の流れになっているように思います。

責任限定契約を締結できる者の範囲

○森田　それで、3の「社外性の要件の見直し」の3－1の最後のところ、業務執行に関与しない者であれば責任限定契約を利用して責任追及を免れるという感じで、要するに監督行為は責任を負わなくていいのですか。

○前田　監督だけを行う者は、責任限定契約を利用できるということですね。

○森田　しかし、今度のオリンパスの事件なんかは、監督行為だけでもやられているのと違うのですか。社外取締役の人がちゃんと見ていたら、そんな多額の報酬はおかしいのと違うかと、こういうふうに言いなさいということで、責任ありになりませんか。それは責任限定だから、負っても一部でよろしいということなのでしょうけれども。何か比重としたら、それこそ昔龍田先生らがおっしゃっていたのは、取締役は民事責任の恐怖で一生懸命仕事をするんです、監督も一生懸命するんですと言っていたけれども、監督はしていらんということですか。

○前田　監督は一生懸命しなくていいということではありませんが、業務執行の実行者とは、責任限定のあり方は区別をしていいのではないかと。

○森本　これは単純に、現在なら社外監査役、取締役であるのに、社外監査役、取締役でなくなる者があるから、現行と同じにしましょうということで、特に緩和する趣旨ではないという理解でよろしいですか。

○前田　提案の趣旨は先生のおっしゃるとおりだと思います。ただ、結果として、責任限定を利用できる者の範囲は今より広がることになります。

取締役会による監督のあり方

○飯田　社外取締役の導入の義務づけの人数に関して、1名なのか過半数なのかという議論で、提案のところでは現実論を考えると1名以上が現実的だというご趣旨だったと思いますが、部会の理念・理想像、あるいはこの提案の背景にある考え方は、過半数が理想のモデルだけれども、現実的にまずは1名から出発しようというお考えなのかということをお聞きたいと思います。というのも、要するにこの改正が目指しているところは、取締役会のモデルを、従来のアドバイザーモデル的なものからモニタリングモデルに移そうとしているというような非常に高尚な理念が背景にあるようなことなのかどうかということをお聞きしたいというのがまず一点です。

また、仮にもし過半数が理想だけれども現実的な妥協のために1名でもいいというスタンスなのだとしたら、例えば社外取締役を導入していることによって、その会社あるいはその経営陣にとって何らかの別のメリットがある、つまり、何らかのアメをもらうということもあれば導入されやすくなるのではないかと思います。例えば社外取締役の賛成がある場合には利益相反の任務懈怠の推定を覆す等、何らかのアメを与えて、社外取締役を導入することが経営陣たちにとっても具体的に何らかのメリットがあるのだと

というような制度設計をしておくことによって、将来的に取締役会の過半数を社外取締役とすることを要件とするという立法も実現しやすくなるのではないかとも思ったのですが、そういう何かアメを与えるような発想は今回の提案にはあまりないように思いましたので、その辺はどのように議論されていたのか教えてください。

○前田 部会では、過半数にせよという意見が明示的に出されたことはありませんでした。しかし、ここは考え方の分かれるところだとは思いますが、取締役会の監督のあり方としての理想はモニタリングモデル、つまり業績の悪い業務執行担当者を交代できるという姿ではあると思います。

先ほどご指摘をいただいたように、1人ではなかなかものが言いにくいし、業務についての知識もないといった問題が確かにあるのですけれども、本来、理想としては過半数を社外取締役にして、社外取締役は個々の行為をチェックするのではなくて、全体的な業績評価をする。そうすれば、さほど業務に精通していなくてもよい。しかし、日本の現状を見ますと、3分の1ですらかなり非現実的で、過半数になりますと極めて非現実的だという認識が一般にあると思われます。そういう認識を前提に、そもそも過半数という提案は初めから断念されているのではないかと私は理解をしておりました。

それから、社外者を入れることでどういううま味があるのかということですが、確かに今回、社外取締役の数を増やしていくことで特に経営陣にとってうま味になるようなことは、この場面では盛り込まれてはいませんが、次の監査・監督委員会設置会社制度のところでは、例えば社外取締役を過半数にした会社であれば、委員会設置会社並みに取締役会の決定権限を代表取締役等に委任できるようにすることが、検討事項として挙げられています。

○伊藤 飯田さんのご質問の点ですけれども、理想とするものが過半数を社外取締役にすることであるとしても、それを法律で義務付けるという話にはやはり直ちにはなりません。

それから、社外取締役を入れた場合にアメを与えるという話だったのですが、現実に例えばアメリカでどういうものがあるかという点、訴訟委員会であるとか、あるいは利益相反取引を利害関係のない取締役によって承認すれば証明責任なりが変わるという判例法理があるのですが、いずれも日本では入れるのは難しいわけですね。

ですから、具体的にその辺を考えると、難しそうかなというふうには思います。

社外取締役 — 社外監査役との関係、開示規制との関係

○川口 先ほどの話に戻るのですけれども、監査役会設置会社の場合に、社外の監査役が2名以上いまして、それは取締役会に出席義務があつて、そこで意見述べることもできるのですね。社外者が反対したという事実が重大という点では社外取締役と同じような気がするのです。確かに、1票あるのとないのと違うという意見もあるのですが、實際上、そんなに大きな差があるものなのでしょうか。反対意見を述べ、議事録にとどめおけば相当に大きな効果があるのではないか。他方で、議決権があるといつても、それは1票に過ぎないわけですから、多数派の経営者側に負けてしまうことに違いはないわけです。この辺はどのようにお考えでしょうか。

それともう一点、先ほどから出ていますように、社外取締役制度は、投資家、あるいは海外投資家への説明がつきやすいという話ですが、それは、まさしくマーケットの話になりますので、開示をさせるだけで良いのではないのでしょうか。以前にもこの研究会で申し上げたことがあるのですが、社外取締役を置けるというようにしておいて、置く会社は置いて、置かない会社は置かない、そして、その理由を開示させ、それを市場が評価するのではだめでしょうか。評価を受けた会社の株は買われるわけで、市場の圧力で、会社がガバナンスを考えれば良い。開示のみで不十分であれば、直接に説明もすればよいと思います。ガバナンスというよりは、効率性を向上させるという話であれば、それは、まさに会社の経営マターですので、開示事項で良いのではないのでしょうか。設置を法律で強制する必要性がどこにあるのか、疑問に思っております。

○前田 まず、監査役が取締役会で妥当性の問題について口出しできるのかどうかについて、必ずしも見解は一致していないのではないかとはいえますけれども、通説の理解によれば、少なくとも発言しなければならない義務はないのではないのでしょうか。発言することは別に差し支えないというように言う説はありますけれども、もしむちゃくちゃな発言をしたときに、その監査役の責任はどうなるのかということを考えますと、やはり監査役は、妥当性の問題については発言する権限もないし、義務もないと考えるのがよいと思っておりました。ただ、ここは争いのあるところかと思えます。

○河本 監査役は、妥当性監査の権限がないとおっしゃるが、我々は、「著しく不当なもの」は、監査役はとめなければならないと言っているのです。通常の業務執行の妥当性について口を出せということは言っていないよ。

○前田 著しく不当なレベルになれば、取締役がそれを決定することは善管注意義務違

反になりますから、それはもう違法性の話になるのだと思います。

○河本 議論になるのは、やっぱりそこなんですよ。

○前田 違法なら発言できることに異論はないと思いますね。著しいレベルまではいかない、単なる妥当・不当の問題について、やはり監査役は発言する権限もないし、義務もないのではないかと。これに対して、取締役は、別に著しく不当でなくても、発言する権限があるし義務もあります。ですから、やはりそこは社外監査役なのか、社外取締役かということでは大きな違いがあるのではないかと思うのです。

○森田 ただね、社外取締役であっても、社外監査役であっても、所詮はアウトサイダーでしょう。だから、それは著しく不当なのかどうかについてはグレーですよ、はっきり言って。だから、ちょっと高いのと違うかと、こういうふうには言えるけれども、絶対に許せないかどうかは、いろいろ調査してみないとわからないというのが普通ではないかと思いますね。

○河本 それは難しいでしょう。

○前田 発言できるかどうかという問題とともに、やはり議決権を持っているからこそ、その取締役が内容を理解できるように十分に議案等の説明もされるであろうということだと思ふのです。つまり、議決権がない者に対して、どれだけ説明が尽くされるのかという問題もあるように思いますね。

あと、川口先生から開示の問題についてご質問いただきました。開示については、既に現行法でも相当の開示が要求されていますね。事業報告で、各社外取締役の活動状況等まで相当事細かに開示しなければならない。ですから、結局今のままでいいのかということ。今のままで、企業統治のあり方について会社法は改善の余地がないのであれば、それはそれで一つの考え方だと思いますが、まだ改善の余地があるのではないかと部会の認識ではないかと思ふ。

監査・監督委員会設置会社制度

○森本 次の監査・監督委員会のほうに移ってよろしいですか。監査・監督委員会制度について、ご意見を伺えればと思ふのですが。

○北村 2点、お伺いしたいことがございます。監査・監督委員会につきまして、前田先生は、委員会設置会社と監査役会設置会社の間形態であるとおっしゃいましたが、それは一部の委員会を外したこと、あるいは監査役に取締役会での議決権を与えたよう

なものだということで中間だといわれるわけですね。そのうえで、監査役会設置会社における監査役による監査よりも監査・監督委員会による監査の方が弱くなるおそれがあると、指摘されました。

監査・監督委員会設置会社は、委員会設置会社から指名委員会と報酬委員会を外したものです。そうすると、これは、現在の二つの制度の中間というよりも、監査役を独任制ではなく常勤者もいない監査委員会に置き換えただけという形になるかと思えます。確かに監査役よりも監査委員会の方が国際的にはわかりやすく、例えば韓国では、大規模な上場会社は監査役設置会社を選択できず、必ず監査委員会を設置しなければならないとされています。しかしながら、監査・監督委員会設置会社の創設というのは、結局は現行法よりも弱い制度をつくらうという提案ではないかという印象を持ちますが、その点はどのようなのでしょうかというのが第一点です。

第二点は、前田先生のご報告の中にはありませんでしたが、中間試案では、監査・監督委員会設置会社について、取締役・会社間の利益相反取引を監査・監督委員会が賛成した場合には取締役の任務懈怠の推定規定（会社法423条3項）を適用しないものとするかが検討事項とされています。しかし、これは監査・監督委員会だけの問題なのでしょうか。委員会設置会社や監査役会設置会社でも同じようなことが考えうるのかについてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○前田 この監査・監督委員会の制度が今の制度よりも弱いということなのですが、監査役会設置会社と比べたときに、監査役の監査、つまり独任制の監査であり、かつ業務執行の決定からも実行からも外にいる者が監査するというやり方と、監査・監督委員による監査、つまり取締役会の中に入って、そして内部統制システムを使った組織的な監査をするやり方、そのどちらが監査として強力かということは、一概には言えないのではないかと思います。

○河本 私は、実際に顧問先の監査役の相談を受けたり、長い間、監査役協会では監査役の法律相談をずっと受けてきた経験から思いますのに、今の監査役制度の弱みは、社長はもちろんのこと、そのほかの取締役に対して解任・選任権が一切ないことなのです。だから、監査役から、「内の会社ではこんなことをやっておるんです。」と言って相談されて、「それはけしからんな、あんたは監査役としてしっかりやりなさい」と私が言ったって、監査役には、取締役の首をすげかえる権限は一切ない。つまり、下の者が上の偉い人を監査するのですからね。結局、相談するほうと相談されるほうとで、「困った

なあ」といって、慰め合いで終わってしまうのです。

ところが、提案されている制度のいいところは、まさにここに書いてあるように、「社外取締役が監査を担うとともに、経営者の選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たす」と、ここなのです。つまり、取締役の一員ですから、取締役会のメンバーとして、社長はもちろんのこと、そのほかの経営担当、業務担当役員の首を途中で切るということは無理としても、ポストの入れかえ、あるいは次の総会には候補者として出さない、この決議に参加できるということをバックにしての監査ですから、これはうんと強くなると思うのです。

ただ、問題は、同時に取締役会のメンバーであるので、取締役の決議事項について決定に参加すると同時に自分で監査する、つまり自己監査になってしまう点です。例えば、計算書類について自分が監査しながらその計算書類の確定の取締役会決議に参加することになるのですからね。

もっとも、改正案では、確かにある程度取締役会の権限を限定すると書いていますね。現行の会社法条文は416条の4項にならって取締役会の権限を限定するわけですね。だから、監査委員になっている取締役が参加する取締役会の決定事項は減るけれども、貸借対照表の承認は残るでしょうね。自分がそれを承認するものを監査するというのは、正に自己監査ですね。その点は一体どうするのですか。

○森田 報告書を書かせるでしょう、これも。委員会もそうですね。委員会もあるけれども、監査報告書は書かせておるから、監査報告書に、業務執行に違法性があると書けるわけですよ。

○河本 その貸借対照表の承認は自分がやるのですよ。

○森田 やっているけれども、おかしいということは書けるわけですよ。

○河本 おかしいという監査意見をださないこともある。だから、自己監査は監査にあらずといわれるのです。

○前田 ご指摘くださったように、意思決定の場面で自己監査の問題があるということから、当初、この監査・監督委員会設置会社制度でも、取締役会の意思決定権限を大幅に代表取締役等に移譲できることにして、取締役会ではごく一部のことしか決めないようにしようという案が出されてはいたのですけれども、そうすると、他方では、今の委員会設置会社の制度との整合性を保ちにくくなるのですね。つまり、委員会設置会社の制度というのは、大幅に決定権限を移譲するかわりに、3つの委員会を置いて、取締役

会の監督機能を強化しようというのが制度の基本的な考え方ですので、結局、現在の案では、取締役会の権限はかなり大きいままになっています。

ですから、ご指摘のような自己監査の問題はあり得るのですけれども、ただ、自己監査といたしても、河本先生のおっしゃったのは、意思決定の場面での自己監査ですね。取締役会の監督で決定的に重要なのは、業務執行のうちの実行面に対する監督だと思うのです。業務執行と言ったときに、決定と実行の両方を指して言うのか、実行の場面だけを指して言うのかということがやや混然として言われることがしばしばありますけれども、もともと意思決定と監督というのは、一体となって機能するという面がございませぬ。まさに、個々に決めることによって監督をしているわけです。

○河本　具体的に考えると、今のような計算書類の承認の監査のところを手続的に考えても、まず取締役会で承認するでしょう。そのときに自分も入っているわけですね。

○前田　おかしいと思ったら、承認しなければいいわけですよ。それがまさしくチェックになる。

○森本　取締役会の承認の前に、この委員会の監査を経なければいけないのですね。

○松尾　恐らく河本先生がおっしゃっているのは、自分が承認した計算書類に事後的に虚偽記載が見つかったというときに、これを暴いたらあなたも一蓮托生ですよというようなことを言われて、そこで暴くインセンティブを持つのかということではないでしょうか。

○森本　一般の取締役よりも前にチェックしているわけですね。そのスキームは変わらないでしょう、この監査・監督委員会でも。つまり、5月の連休あたりに公認会計士とともに監査・監督委員会のメンバーが監査し、適正さを確認したものが取締役会に出てくるわけです。だから、経理にかかわらない取締役以上に、このメンバーは計算書類について責任を負うということになりますね。

○松尾　虚偽記載を見抜けずに承認してしまっただけで、事後的に明らかになったときに、それを隠さずに暴こうというインセンティブをちゃんと持つかということにご関心を持っていらっしゃるのだと思います。しかし、それは監査役であっても同じで、自分が問題なしと言った監査報告の虚偽記載を公表できるかということだと思いますし、結局は、義務を果たすかどうかということに行きつくと思います。取締役として承認の決定に加わっていたからといって、何も違いはないのでは……

○森田　監査・監督委員会は、例えば内部コントロールシステムをこうしましょうと、

自分も参加しているわけですよ。そうすると、自分で自分を監査することになるのと違いますか。内部統制システムはこういうふうにするべきだという決定に、当然取締役として参加しているはずですよ。取締役会で内部統制は決めると書いてあるのだからね。そうすると、それについて監査するのも私だと。監査役だったら、内部統制システムの決定には参加していない。

○森本 要するに業務執行者が計算書類を作成し、それを外から監査役なり監査委員、監査・監督委員が監査することになります。内部統制というのは、実質的には業務執行者のコントロールですね。そのシステムを監査委員も監査しますが、それは自己監査の問題とはちょっと違う議論だと思います。だれが決めるのかというと、やはり……

○森田 しかし、会計監査人でも、大手の事務所がアドバイザリーサービスをしてお金をもらうわけですよ。そのとおりに帳簿システムができた。しかし、そこに抜けがあった。抜けがあっても、それがいかんというチェックはなかなかしにくいというようなことをエンロンなんかでも言われたわけですよ。

○森本 河本先生のおっしゃった話も本質的な問題だとは思いますが、それは現行の監査役制度についても委員会設置会社についても、この監査・監督委員会についても同じ問題です。これが特に悪いということなら議論すべきですけども、ちょっとこれは横に置いておいてもらわないと議論が進まないのではないのでしょうか。重要な問題であることは認識しましたが。

○森田 ただ、委員会設置会社でもおかしいと思う点がずっとあったのですけれども、これを緩和することによって、そういう弊害がぐっと出てくるという感じがするのですけれどね。おっしゃるように3つの委員会では、選任のところが大事だから指名委員会もこれに入っているのだとなると、かなりコントロールは厳しいけれども、これだけでいくと……

○森本 結局、委員会設置会社は、前田さんの最初の報告で言われましたように、理念的過ぎるかもわからないけれども、それなりに考え抜かれたモニタリングシステムを構築したわけです。それが利用されなかったから、妥協の産物として、もう少し何かしなければいけないということでこの制度をお考えになったのでしょうか。そういう妥協の産物だということをベースに、こう改善すればよいのではないかとか、こんな妥協はヌエ的でだめだとか、そういった話で、モニタリングシステムとの関連でもう少し建設的な議論をすべきだと思います。

その点で私が一言だけお聞きしたいのは、416条4項的にしようと思ったけれども、委員会設置会社との体系的整合性というのか、差別化のために特別取締役制度ぐらいに後退させたということのように思われます。そのことによって、監査・監督委員会の負担が相当重くなり、この直前に議論されていた自己監査的なことにならざるを得ないという面があります。その関係で、例えば常勤監査役制度の義務づけや、監査独立の原則を維持するという形で416条4項まで戻すということは考えられないのでしょうか。そこら辺のところをお教えいただきたいと思います。

○前田 委員会設置会社の制度は、もともと執行役に大きな意思決定権限を与えるというのが議論の出発点だったのですね。執行役に大きな権限を与える以上は、監督を強める必要があって、だからこそ取締役会の中に必ず委員会を3つセットで置くと、これが議論の一番の出発点だったと思います。しかし、監査・監督委員会設置会社の場合は、3つセットではあまりに窮屈だということで、1つでいいことにするわけですから、業務執行の担当者である代表取締役等にあまりに大きな権限を与えるというのでは、委員会設置会社との整合性がとれなくなります。ですから、委員会設置会社並びの大きな権限を与えることは無理なので、取締役会の監督のやり方としては、大きく権限を与えて全体的な成績評価をするというのではなくて、個々の事項ごとに一つ一つ意思決定の形を通じてチェックをする、こういう監督のスタイル、従来型の監査役会設置会社のやり方を維持せざるを得ないのではないかというのが、現在の中間試案の考え方だと思います。

ただ、先ほどからご指摘いただいているように、意思決定に関して自己監査の問題が生じますので、悩ましいところだというふうに思っております。

○河本 そういう問題もあって、しかも効果が画然と出てくるかという点、そんな自信もないと。すると、ますます会社法の中の管理体制が複雑になってきて、これを外国人にどうして説明しますか。

○森田 余計複雑ですね。

○河本 そう、余計複雑になってくる。これをやったらこれだけ効果が上がるのだというのであれば、いじくったらいいと思うけれども、それだけの効果があがるか自信はない、しかも、いろいろな問題を抱えているのに、なぜこんなものをわざわざ、それこそ世界にないようなものをまたつくり出すのか。

○近藤 1つ確認したいのですが、委員会設置会社と監査・監督委員会設置会社との関

係ですけれども、監査・監督委員会設置会社は委員会設置会社ではない、異なるのだというふうに理解すると、仮に監査・監督委員会設置会社を採用した会社では、よりすぐれたガバナンスをめざしたいと考えて指名委員会を任意に置いたり、あるいは執行役を置くとしようとしても、そういうことはできないというふうに考えられているのでしょうか。

○前田 指名委員会を置くことはできますけれども、それは会社法上の指名委員会ではありませんから、会社法で認めているような指名委員会に付与された効果は与えられない。ですから、指名委員会で取締役の候補者を推薦するのは自由でしょうけれども、もう一回取締役会で候補者を決定しないといけないということになると思います。執行役のほうは、監査・監督委員会設置会社では、取締役でない者に業務執行権限を与えることは想定されていませんので、執行役に相当する者を置くことはできないことになるのではないかと思います。

○森本 423条3項の推定規定を監査・監督委員会に認めるなら、委員会設置会社でもそうするのかというご質問を北村さんが先ほどされたと思いますが。

○前田 これはそもそも、せっかく監査・監督委員会設置会社のような制度をつくっても、使うような会社があるのかということ懸念して、少しでも使われることを期待して、経営陣にとって何かメリットになるようなものを組み込もうという提案なのだと思います。しかし、利益相反取引との関係で、監査・監督委員会設置会社が何か他の会社よりもすぐれた監督ができるのかということ、必ずしもそういうつながりはないような気がするのですね。

例えば社外性の要件について、親会社関係者を入れないようにするならば、親会社との利益相反取引については、他の会社よりもすぐれた監督が期待できるのかもしれませんが、一般に、なぜ監査・監督委員会設置会社なら利益相反取引について厳密な審査ができるのか、こういう規定を設けるべき根拠は疑わしいと思います。ですので、これをさらに委員会設置会社に入れることもいかなものかと感じております。

○森本 それから、特に言われなかったけれども、たしかこの会社では、委員になる取締役の任期は2年で、その他の取締役は1年にすることが原則と考えられているのですか。

○前田 そうですね。

○森本 これは特に議論されたわけではないのですか。

○前田 任期についても若干議論はあったと思います。監査役のような性格も持っていますので、独立性確保のためにある程度は長く、しかし妥当性の問題にも関与しますし、あるいは議決権も持つということで、監査役よりはもう少し小まめに信任を新たにするほうがいいのではないかということで、現在2年という案になっているのだと思います。

○森田 身分保障はその2年と、株主総会では監査・監督委員として選ぶわけですか。

○前田 そうです。株主総会で、他の取締役とは別に監査・監督委員として選ぶと。

○森田 そのときに、保護というのはそれだけですか。例えば任期が2年でちょっと保護されている。それから、報酬は別建てで決めるとか、そんなことはないのですか。

○前田 報酬も他の取締役とは別に定めるとというのが現在の案です。中間試案の3ページの⑧のところです。

○森本 報酬のこととか、解任要件をどうするかとか、そういうことがまた次の問題になるということですね。ただ、任期については、4年と1年ならわかるけれども、これは2年で、業務執行者は1年で、きめ細か過ぎるなあというのが率直な印象です。

○河本 なぜ、3年にし、4年にまでしたものを、2年にするのですか。

○前田 監査・監督委員は、監査役に近い側面もありますけれども、取締役ですので、その間をとったということだと思います。(笑)

○森田 だから、これを見ていたら、何となしに現行規則よりも、先ほどだれかがおっしゃったように、真ん中じゃなくて、より規制を緩和したものだから、これは企業としては楽ちんだなということで、乗るのは実際は増えるのと違いますか。そうすると、オリンパス事件のようなことは起こらないようにしましょうといったって、より起こるようなシチュエーションになってしまうのではないかという気がします。

規制緩和だなと。そういう意味では、経済界はウエルカムというような気がしますよね、正直言って。

○森本 これは要するに、委員会設置会社の監査委員会と一緒にですから、監査独立の原則は認められない。そして常勤は、置くか置かないかは今後検討するということですが、置かれない可能性が強い。適法性監査は多数決になじまないけれども、効率性監査の場合には多数決があつてしかるべきだというのが、委員会設置会社のときに言われたことですけれども、その横並びで監査独立の原則は否定して組織監査を強調し、常勤監査役を置かないというので本当にいいのかやや疑問です。

先ほど河本先生がおっしゃったのはちょっと別の意味ですけれども、委員会設置会

社は監査委員会と指名委員会が連動して、とりわけ指名委員会では執行役自体の人事権は持たないけれども、トップの1人か2人は取締役を兼任するのだから、CEOは社外取締役中心の指名委員会が実質的にチェックすることになります。指名委員会における選任は監査委員会の成績評価をベースに行なわれるということが理念型として考えられていました。要するにこれまで社長が後継者を内々に決めていたのを、取締役会の前社長が少数の指名委員会でこういう人を後継者にしたいと思えますと言ったときに、だれか1人、2人がノーと言ったら、それも社外取締役の複数が言ったら引き下げざるをえないという、そういうように文化を変えようというのがモニタリングシステムとしての委員会設置会社でした。それなしにだらだらとすることがいいかなということです。

少なくともこの程度なら、監査独立の原則、常勤監査役を有するものとし、他方、416条4項に緩めたほうがかえって機能的かなと思ったのが、先ほどの議論です。私は、前田さんのおっしゃったことに反論はしないのですけれども、機能的に考えるとどうなのかなあと思ったりもしないではないということです。

監査役の監査機能

○森田 それでね、具体的な成果のところが一番興味がありますのは、ご報告にありましたレジユメの4ページの監査役の監査機能というところが、監査の実効性を確保するための仕組みというか、結局、アメリカなんかを見ている、結局、会計監査人がしっかりしているかどうかということが一番大事という感じなのですね。だから、オリンパスでも結局、素人が行ってもなかなかわからないし、わかりそうなのは、会計監査人は違法行為発見にかなりニアのところまで行っている。ただ、ファイナルに確定的証拠がなかなかつかめないというところで終わっていると思うのですけれどね。

そういう意味では、会計監査人がもうちょっとよく調べたらわかるのと違うかというところまで来たというときに、さらに調べたいということになる。そのときに、取締役にもうちょっと調べさせてくださいと言ったら、抵抗されますね。そのときに、監査・監督委員会の人は取締役たちだから、業務執行権の行使と監査契約の内容、あるいは監査範囲の拡張、そういうことについてのゴーサインを出すことになれば、実質的にはそこが一番会計監査人を大事にするということが機能するのであれば、期待したいと思います。その点は、何か監査報酬のことをあなたは述べられたのですが、監査契約の中身のほうはどうですか。

- 前田 委員会設置会社でも、監査委員会と会計監査人の連携が重要だということはおか
ねて言われていますね。ですから、委員会設置会社ではもともと会計監査人は必ず設置
せよということになっていると。
- 森田 ただ、会計監査契約をするときに、値段の安い者を選ぶと、これが競争圧力で
すね。そのときに、監査・監督委員会の取締役さんは、直接契約締結権限が業務執行権
としてあることが、監査役と違う点ではないかと一番期待していたのですが、委員会設
置会社ではそういう権限はないとされているみたいですね。
- 前田 委員会設置会社では、監査委員会が株主総会に提出する会計監査人の選任議案
を決定しますね。
- 森田 選任はいいのですけれども、契約内容の締結ですね。
- 松尾 それは、そこまで監査しないという人ではなくて、そこまで監査しますという
人を選任するという選任の問題じゃないですか。
- 森田 いやいや、だれが選ばれても、もっと調べたいというときに、もっと調べてく
ださいとか、監査日程のプランが出たときに……
- 森本 それは次の監査役の監査機能の会計監査人選任・解任や報酬のことと関係しま
すので、その議論として続いて議論していただいたらと思いますが、要するに森田さん
のおっしゃるのは、選任議案の提出権が監査委員、それから報酬については経営陣がや
りますと。しかし、その間に監査範囲とか監査内容について具体的にネゴするのはどこ
かというご質問ですね。
- 森田 そうです。
- 森本 それは、今は執行部がやっているのではないですか。
- 森田 執行部がやっているのです、今まで。そこが一番問題だと。アメリカでも、監
査委員会の一番大事なところはそこだと言われていたのに、それが随分抜けているよう
に思うのです、日本では。
- 森本 報酬を決定するときに当然それがリンクするということだと思います。
- 森田 報酬と契約内容と一緒にですかね。
- 森本 重くなれば高く取りますよということですよ。だから、報酬決定権限が執行部に
あるということは、具体的な監査内容とかについても、きめ細かなことは執行部が決め
るということが前提とされているのでしょ。ただ、それが不適切であれば、翌年の株
主総会で別の人を選任するということだと思います。ただ、選任権があれば、内容につ

いても相談することになると思います。そうでないと選任できません。内容がわからないと選任はできないというのが、先ほど前田さんがおっしゃったことだと思います。

契約書にサインするのは社長だ、選任議案を出すのは委員会、しかしその両者の間でネゴがあるだろうというのが委員会設置会社の具体的意味合いだと思います。そっちのほうにこれはなる可能性があるのですね。

○森田　今ではそんな感じですよ。ですから、そのところは強化できないのですかと聞いているわけです。

○森本　報酬まで入れると強化するのではないですか。

○森田　そうすると、この報酬というのは割に大きい議論ですね。

○森本　いや、これは私の勝手な推測です。

○森田　今、ディスクローズしているのは報酬開示ですか。だから、例えば監査費用が1億円を切っているという話になると、なぜそんなに安くできるのかと普通は思うけれども、みんなどこも安くやっていますという感じですけどね。

アメリカでも、監査委員会というのを特別大事にしてきたのは、やはり公認会計士の専門家が帳簿を見るというのが最終のよりどころなのです。それをきちっとさえしてもらえば、あとは、おっしゃるように月2回しか行かなくても、そこで監査をちゃんとしていたら何とかなると。今回のオリンパスもそうでしょう。監査法人のほうはかなりニアのところまで行っているわけです。それで、やめるとかと言ってやめているのでしょうか。あれをもうちょっと続けて調べてもらったらよかったのと違うかなとかね。

○森本　この案で、報酬も含めて全部会社法上は監査役会なり監査委員会に決定権限を渡す前提で、財務諸表監査についてはやはり官庁が違うからノータッチですか。それは連携するご予定ですか。そういう気持ちが法務省にあるのかということは……。

○前田　それは聞いたことがございません。

○森本　実務的には、その両者別々というのは考えられないですね。

○川口　同じでなくちゃダメです。

○森本　だから、こう決めてしまうと、金商法上も監査役会なり監査委員会が決めるというシステムになるという、そういうことですか。

○前田　明文規定はありませんが、そう考えることになるのだと思います。

○森本　監査役 of 監査機能とかについて、あと五、六分ですので、よろしく願いいたします。

- 森田 前田先生、僕の言っているような契約締結内容の決定権限についての議論は、法制審議会ではあまりされていないのですか。
- 前田 されていないと思います。
- 石田 会計監査人や監査法人の監査報酬というのは、もう既に以前よりも随分と詳しく情報開示されるようになって、利益相反とか透明性確保への対応はされてきていると思うのですけれども、今回その金額の決定権限を別のところに移して、どういうところが、どう改善されそうなのか、その辺をお教えいただけますでしょうか。
- 前田 報酬について、現在の同意権を決定権にすることについてですか。
- 石田 はい。
- 前田 これはしばしばインセンティブのねじれと言われますように、会計監査人が自分のもらう報酬を取締役に決めてもらっているのでは、会計監査人の独立性が確保しにくい、そこで、取締役と離れたところで会計監査人の報酬を決定するのが望ましいという考え方によるものですね。
- 河本 結果的に報酬は上がりますか。
- 森田 上がらないといかんのに、ディスクロージャーしたら下がったんです。
- 河本 安いからということから、このような改正を提案しているのと違うのですか。
- 森田 安くなったんですよ。僕はディスクロージャーしたら上がると思っていたわけです。不覚でした、すみません。ディスクロージャーしたら、こんな安いところがあるのということで、みんな安くなった。(笑) だから、これをやるとプラスになるかもしれんね。
- 岸田 公認会計士協会ですべての報酬を公開していますから。
- 河本 監査役協会は、この制度になったら上がると見ているのですか。
- 岸田 思っているでしょうね。ただし、2年ほど前に内部統制で1.5倍か2倍に上がって、今はちょっと下がっていますけれども。
- 河本 それは仕事の内容が減ったからでしょう。(笑)
- 岸田 そうですね。
- 河本 しかし、これ、上がりますかね。(笑) 上げたりしたら、監査役が社内ですっかりられますよ。再任はないですね。(笑)
- 岸田 報酬というのは、やはり監査契約の内容ですよ。だから、監査報酬を決める前に監査契約を結んで、何と何を何時間やるということを決めております。ですから実

際には監査報酬は、例えばA監査法人とB監査法人があって見積もりをさせて、Aのほうがたくさんあって1,200万円、Bのほうは1,000万円だと比較することもあります。ですから報酬額だけを決めるとするのはナンセンスで、やはり報酬内容も監査役会で決めないといけない。そうすると、報酬内容を決めるということは業務執行ですね。

それで、社長が1,000万円をやれと言っているのに、監査役が勝手に契約して1,200万円をやったとしても、会社からはそんな予算はないから出せないといった場合、どうするのですか。決定権限があるというのは、そういう業務執行にかかわってもいいということですか。

○河本 それはそうでしょう。会社の意思決定が成立するわけですから。

○岸田 そうですね。そうすると、ここに書いてありますように、監査役の地位がかなり変わってきますね、自分も関与するということになりますから。

○森本 自分の職務執行である監査に直接かかわるものについては、取締役になすよりは監査役がかかわったほうがいいのだという論理だから、先ほど前田さんがおっしゃったように、まあ、気持ちの問題じゃないかという気がします。

○森田 それはやはり経営者にとっては抵抗感があるでしょう。だから、独立性のある監査委員会で、これだけ会計監査が必要だということでやっちゃうといいですね。アメリカだって、社外取締役の限界を知っていますよ、恐らくは。最終のよりどころは、公認会計士監査の結果で動けることであるとの割り切りですね。そこをもう少し充実したらいいのではないかなと思うのですがね。

○森本 少なくともその方向の提案をなさっているということですね。

○森田 と思うけどね。森本先生の解釈のようなことが明示されれば一番いいのですけれども。

支配株主の異動を伴う第三者割当て

○森本 あと二、三分ですが、最後に、支配株主の異動を伴う第三者割当てについて、何かご議論、ご意見はございますか。

○北村 これは、新たに支配株主となる者に対して第三者割当てをする場合に株主総会決議が必要ということですよ。逆に、現在支配株主がいる会社で逆転型の新株発行をするという場合は中間試案には含まれていませんが、これについては何か議論はありましたでしょうか。

○前田 逆転型と言われるのは、すでに支配株主がいるときに第三者割当てをした結果、その者が支配株主でなくなるという場合ですか。

○北村 はい。つまり支配株主の変更なのですが、洲崎先生のご論文でも、多数派株主の過半数支配を失わせる新株発行の不当性を問題にされていましてので（洲崎博史「不公正な新株発行とその規制（二・完）」民商法雑誌94巻6号729頁），その点はいかがでしょうか。

○前田 部会でその問題が議論されたことはなかったと思いますけれども、新たに支配株主があらわれる場合と平行な問題と見るべきなのかどうかですね。

○北村 この場合の株主総会決議が普通決議か特別決議かという議論で、新たに親会社ができるのだったら組織再編に近いけれども、支配株主が変わるだけだったら取締役選任と同じだから普通決議でいいという指摘をされましたが、普通決議ということなら逆転型を含めるように広く解することもできるのかなと考えた次第です。

○前田 なるほど。

○河本 緊急性の内容を聞きたいのですが。

○前田 具体的にどういう場合に緊急性があるかということよりは、それに対応するためにどういう手続のもとで株主総会決議なしでいいかということが、議論されています。恐らく緊急性というようなものの中身については、法律とか法務省令で決めることはないのではないかと思います。そしてどんな手続で株主総会決議をなしにできるかについて、A案、B案と分かれています。

○森本 実務上拡大する可能性があるし、それでもやむを得ないという前提で議論が進んでいるという理解でいいわけですか。

○前田 そうですね、特にA案ですと、株主総会決議をなしにすることは比較的難しく、多くの場合、必要になってくると思われます。

○森本 本日は新しい問題についていろいろご報告いただきまして、前田先生、ありがとうございました。

それでは、時間が参りましたので、本日の研究会はこれで終わらせていただきます。